

## 令和4年度第2回 東大和市立図書館協議会 概要録

**会議名** 令和4年度第2回 東大和市立図書館協議会  
**開催日時** 令和4年10月11日（火）午後3時～午後4時40分  
**開催場所** 東大和市立中央図書館 2階視聴覚室  
**出席者** （委員）荒川委員、六馬委員、江原委員、住吉委員、柴田委員、村山委員、須藤委員、岡崎委員、飯田委員、島委員  
（事務局）小俣（教育部長）、浴（中央図書館長）、内野（管理係長）、柳原（事業係長）

**公開・非公開の別** 公開 **傍聴者数** 2人

**会議次第** 1. 開会  
2. 議題  
（1）令和3年度決算について（資料1、2）  
（2）第三次東大和市子ども読書活動推進計画（素案）について（資料3、4）  
（3）その他

**配布資料**

- ・次第
- ・令和3年度東大和市一般会計歳入歳出決算
- ・令和3年度行政報告書（中央図書館関連）
- ・「第三次東大和市子ども読書活動推進計画」の素案に対するパブリックコメントの実施について
- ・第三次東大和市子ども読書活動推進計画（素案）

1. 開会前
2. 教育部長あいさつ
3. 開会

**会長**：それではただいまから、令和4年度第2回東大和市立図書館協議会を開催いたします。本日の欠席は連絡ありません。会議は成立をいたします。本日は傍聴者がございます。東大和市情報公開条例第30条の規定により、原則公開となっておりますので、これを許可します。

#### 4. 議題

##### （1）「令和3年度決算について」

**会長**：それでは、次第3「議題」に入ります。本日の議題（1）「令和3年度決算について」説明をお願いします。

**事務局**：それでは、令和3年度決算についてご説明いたします。まず、令和3年度決算の概要の市全体の状況につきましては、口頭でご説明をさせていただきたいと存じます。市の一般会計及び特別会計が4つございますが、そちらの合計額につきましては、歳入は584億8,605万8,183円で、令和2年度と比べ6.8%の減となっております。

歳出につきましては、546億8,200万5,018円で、令和2年度と比べ8.5%の減となりました。

図書館が属しております一般会計について申し上げますと、歳入決算額が前年度比10.9%減の394億6,597万4,459円、歳出は13.9%減の、364億2,785万7,762円となるなど、前年度と比較して大幅に減少しました。歳入歳出差引額は30億3,811万6,697円となり、繰越明許費により翌年度へ繰り越すべき財源1億2,573万2,654円を差し引いた実質収支額は、29億1,238万4,043円の黒字となりました。令和2年度に比べて歳入・歳出が減少した理由でありますけれども、令和2年度に実施した国の特別定額給付金事業に関する支出等が令和3年度はなかったことに伴うものであります。

令和3年度の教育費のほうですけれども、こちらは支出済額28億6,304万5,668円で、前年度と比べ、12億5,912万6,934円、30.5%の減であります。また、翌年度への繰越額は、繰越明許費5,215万円で、新型コロナウイルス感染症対策事業に係るものであります。一般会計の歳出全体に占める教育費の割合ですけれども、7.9%となっております。令和3年度の教育費に係る主な事業といたしましては、学校教育で令和2年度に導入した、児童・生徒への1人1台端末の活用のために各校にITC支援員を配置したこと、また、社会教育関係では第二次世界大戦中に受けた爆撃痕が残る「旧日立航空機株式会社変電所」について、令和2年度から実施しております保存・改修工事が完了したこと、令和3年度施設の内部展示及び公開日を増やしたことなどがございました。

図書館の決算についてでありますけれども、令和3年度の図書館の特徴的な事業といたしまして2点ございます。1点目といたしましては、移動図書館みずうみ号が令和2年度末をもって運行終了となりましたけれども、その代替サービスとして、令和3年4月より「出張窓口」と銘打って、軽ワゴン車で既存のステーションを巡回し、予約資料の貸出や資料の返却、リクエストの受付等を実施しております。利用実績でありますけれども、令和3年度は、利用者数・貸出数とも2年度の約半分となっております。予約資料のほか、利用者層に見合った図書や雑誌等を毎回250冊程度持って行っております。ステーションによっては、利用者がゼロというときもあります。詳細につきましては、本日お配りした資料2「行政報告書」の525ページにございますので、後ほどご確認いただければと思います。

2点目といたしましては、学童保育所への団体貸出及び資料配送であります。子どもの読書活動推進の一環として、学童保育所へ図書館のおすすめ本のセットを作りまして、団体貸出をしまして、定期的に配送いたしました。図書館から遠い学童保育所にあっても、市立図書館の資料を利用して子どもが本に親しむ機会を増やすことができているかと思っております。

その他令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、令和3年4月末から5月末まで、全館を臨時休館いたしました。令和2年度に臨時休館いたしました時は、貸し出しも一切行っておりませんでしたけれども、令和3年度につきましては、

予約資料の貸出及び先ほどご説明した、学童保育所や学校への団体貸出を、休館中も継続して実施いたしました。図書館における新型コロナウイルス感染症対策の詳細につきましては、先ほどの資料2「行政報告書」の535ページにございますので、後ほどご確認ください。

続きまして、資料の1をご覧くださいと存じます。令和3年度の図書館の具体的な決算についてご説明いたします。1ページをご覧ください。こちらは、歳入項目の一覧となっております。一番上の電子複写機使用料につきましては、地区館も含めました3館合計の使用料で、毎年計上している定例のものとなっております。次の資料弁償金につきましても、定例のものでございます。図書館資料の破損ですとか紛失された方が、現物または現金でお返しいただくことになっておりますけれども、そのうちの現金でお返しいただいた分の金額となります。2ページでございますが、こちらが歳出の事業別の内訳となっております。図書館には中央図書館に管理費と事業費がありまして、その他に桜が丘図書館事業費と清原図書館事業費の4つの事業で構成しております。令和3年度はそれに加えて、新型コロナウイルス感染症対策事業費がございました。概要につきましてはご覧のとおりとなっております。各事業の詳細につきましては、この後各係長から説明をさせていただきます。

**事務局：** 資料1の3ページになります。中央図書館管理費となります。予算額が7,925万1,000円になります。執行済額が7,545万8,269円となりまして、予算の残額が379万2,731円となっております。主な内訳ですが、表の上から会計年度任用職員報酬・職員手当・社会保険料・費用弁償についてであります。このうち第1節の報酬につきましては、約222万8千円の予算の残額がありました。こちらは会計年度任用職員がシフトの当日に体調等の不良で入れなかったことによるものになります。その下の8節の会計年度任用職員の費用弁償につきましては、こちらは職員の通勤に係る交通費となります。これについても39万7千円の予算の残額がありました。これは新たに雇用した職員の交通費等が予定より少なく、不要額が生じたものになります。下に行きまして、施設関連維持費の第10節の⑤（光熱水費）電気・ガス・水道料金についても58万円程度の予算残が生じております。これについては空調機等を適切に使用したことによるものとなっております。簡単ですが、以上になります。

**事務局：** 続きまして中央図書館事業費の説明をさせていただきます。4ページをご覧ください。中央図書館事業費は、予算現額が2,614万2,000円となりまして、支出済額が2,608万4,114円で、残額が5万7,886円となっております。内訳について主なものを説明させていただきます。対面朗読等謝礼につきましては、2万2,270円の残が出ております。こちらは、録音図書や対面朗読等となっているのですが、そちらの見込みのものとして実際に作成したものの差額で残が出ております。その下の事業関連維持費ですが、12節の委託料の中に、図書館システム修正委託が入っております。こちらは図書館システムがインターネット 익스プローラーというブラウザを利用して動いているものだったのですが、そちらのサポートが終了するというので、マイクロソフト エッジというものをベースに変えたのですが、そちらのシステム変更を

するために補正予算により、修正をいたしました。現状ではエッジの上で図書館システムも動いております。13節の（使用料及び賃借料）新刊マーク・データベース使用料の残につきましては、従量制といたしまして、使った分だけ使用料を払うというもののデータベースの使用料が残ということになっております。図書資料費については、おおむね順調に執行できたと考えております。

それでは続きまして、桜が丘図書館事業費の説明をさせていただきます。予算現額は、675万7,000円、支出済額669万6,235円で、残額は6万765円ということになっております。主なものでは、会計年度任用職員の報酬ですがこちらは先ほど中央図書館管理費で申し上げた理由と同じと考えております。事業関連維持費の職員の旅費が4,260円残っておりますが、こちらは会議等が新型コロナウイルスの影響で無くなり、あと対面ではなくオンラインなどになったことによって残っているものであります。また事業関連維持費の中の10節の⑥（修繕料）備品修繕料は5,000円全額残っておりますが、令和3年度は修繕を必要とする備品がなかったということで、全額残りました。図書資料費については、おおむね順調に執行できたと思っております。

続きまして、清原図書館事業費を説明させていただきます。清原図書館事業費は、予算現額が730万3,000円、支出済額が708万5,759円で、残額は21万7,241円となっております。主なものとしましては、やはり会計年度任用職員の報酬に残額が出ているのは、先ほど中央図書館管理費や、桜が丘図書館の理由と同様です。事業関連維持費の中で、10節の⑥（修繕料）備品修繕料が、予算が11万1,000円、支出済額9万2円となっておりますけれども、こちらは例年は桜が丘と同額だったのですが、清原図書館の書庫が、電動の集密書庫と言って、棚が動くタイプの書庫を使っているのですけれども、そちらのほうがかまく動かなくなってしまうということで、そちらの修理として補正予算により、9万円の執行をいたしました。図書資料費については、おおむね順調に執行できたかなと思っております。

**事務局：** それでは資料1最後のページになります、7ページをご覧ください。新型コロナウイルス感染症対策事業費ということで、図書館で国の交付金、都の交付金等を使いながら、新型コロナウイルス感染症対策事業を行いました。令和2年度については図書除菌機等を購入しました。令和3年度につきましては、10節の消耗品費、新型コロナウイルス感染症対策用消耗品の購入ということで、予算額が248万4千円で、うち支出済が10万9,868円、繰越額が237万4千円ということになっております。これにつきましては、主に支出済の内訳ですけれども、手指消毒液とか、そういった感染症対策に必要な物品を購入しました。繰り越したものにつきましては、令和4年度予算ということで繰越をしまして、レファレンス室と視聴覚室の椅子、これらは抗ウイルス仕様になっておりますけれども、こちらのものに交換をいたしました。それ以外には、1階のカウンターの部分のパーティションをもっとしっかりしたものにするために予算を執行していく予定となっております。次、14節、工事請負費ですが、こちらについても新型コロナウイルス感染症対策ということで、まず中央図書館のLAN配線等工事費ですけれども、こちらについては、この視聴覚室及び会議室に本庁舎のグループウェアのネットワークとイ

インターネットのネットワーク回線をつなぎまして、執務を分散して行えるようにということで、LAN回線の増設工事を行いました。同様に電話回線も増設しまして、事務室にある内線、外線にかけられる電話機の増設を行いました。次に中央図書館トイレ洋式化工事と、水道蛇口自動水栓化工事ですけれども、こちらも和式のトイレを飛沫感染防止ということで、洋式化するというのを全庁的にやっております、図書館についても、和式トイレを洋式トイレ化しました。また、水道の蛇口も手でひねるものではなくて、センサーで手をかざすと出るものにしまして、そこでの接触による感染を防ぐという目的で工事を実施しました。最後の17節の備品購入費につきましては、こちらは令和3年度に予算計上しまして、全て令和4年度に繰越しを行いました。視聴覚室の会議机を抗菌仕様のもを備品購入するために繰越しをしまして、令和4年度になってから、机を購入しました。説明は以上となります。

会 長： ありがとうございます。

以上で令和3年度決算についての説明が終了しました。何かご質問等がありましたら、発言をお願いいたします。どうぞ。

委 員： 図書資料費ですけれども、備品図書というのはいくら以上のものが備品図書になるのでしょうか。

事務局： 図書館資料につきましては特別な扱いをされていまして、備品と言っても何百円のものも備品図書として購入しております。消耗品とみなすのは、雑誌、新聞や年度版の資料など、年ごとに更新していくようなものは消耗品として、ずっと保存していくような本の形態のものは全て備品です。

委 員： わかりました。

会 長： 金額ではなくて、性質によるのですね。

事務局： そうです。

会 長： その他、ございますか。数字が多いですから見ていただいて、ご質問等があればお願いをします。

電気、ガス、水道料金が58万円、空調等の調整で節約をしたというのでしょうかね。

そういうことのようにすけれども、かなり大きな額でこういう工夫によって58万円も節約できるような予算を組んでいただいているのですかね。というのは、ガス、電気なんか上がりますでしょ。そういう心配も、そこらへんの見込みというか、これと比べて見込はまだわかりませんかね。

事務局： 令和3年度に限って申しますと、過去2年分の実績を見まして、月々の平均した額を積算して予算組みをしております。令和3年度まではこれで済んでいたのですが、今年度はロシアとウクライナの関係で、輸送コストとかがものすごくかかっておりまして、前年度と同じくらいの光熱水費を予算組みをしましたが、電気代が9月で上がって、9月議会で、200万程度補正予算を組みました。その後の10月にガスがさらに値上げをするということで、12月議会に補正予算にも上げようとしております。9月分の電気使用料が前年度の同月の2.8倍の金額になってしまいまして、飛行機でもサーチャージと言って燃料代が航空券に加算される仕組みがあるのですが、そう

いうものが電気代にもありまして、従量制で1 kWあたり、最初3円だったのですけれども、それが6円になり、9円になり、来月は11円になる。そうすると、どんどん使用量に応じて上がってしまうので、追いつかなくなってしまうという予測がありますので、今年はかなり苦勞しております。図書館は実績を元に予算を組んでいたところもありまして、これぐらいの執行残が出るぐらいを見込んでおかないと、夏がすごく暑かったり、冬がとても寒かったりしたときに予算が足りなくなってしまうので、1か月分ぐらいの余剰はみております。

**会 長：** どの施設も大変な状況になると予想されますよね。予算オーバーしたらどうなるのですか。とにかくそこで冷房切るとかするのですか。

**事務局：** 予算の執行状況見てそういう状況になるかもしれません。開館から2時間で暖房を切るとか、それで節減できるかどうかですけれども。請求書が来てみないとわからないものですから、そこは補正予算で、予算を確保しておくというようにしておかないと、支払いができなくてガスを止められてしまうというあり得ない事態になってしまいます。たぶん小中学校とかも同じだと思いますけれども、今年はかなりどの施設も厳しいと思います。

**会 長：** そういう状況です。本当に世界情勢が響いているということですよ。他に何かありますか。どうぞ。

**委 員：** 新型コロナウイルス感染症のところで、LAN 配線工事というのがありますけれども、Wi-Fi の状況というのはどういうふうになっているのでしょうか。

**事務局：** 今回の工事に限っては、有線のLAN ケーブルの工事で、Wi-Fi の設置は今のところはやっておりません。というのは庁舎のネットワークにつきましては個人情報扱う関係がありますので、Wi-Fi を使って個人情報を扱うというのは、まだ東大和市は認められていませんので、Wi-Fi については、まだ未導入という形になっています。

**委 員：** 利用者の方も、Wi-Fi の環境はないという理解でよろしいですか。

**事務局：** 図書館として、インターネットサービスとしてのWi-Fi というのはあり得ると思います。個人情報は扱いませんので。それについてはまだ実施計画を出してなくて、未実施ということになっております。

**事務局：** 今のLAN 回線なのですけれども、市役所の職員の感染が一時期結構増えたのですけれども、そのまま同じフロアで執務をしていると、どんどん広がってしまうなどということが仮にあった場合に、その係のうち半分をいつものフロアではなくて、違う場所で執務ができるようにしましょうということで、会議室ですとか、図書館にもそういった配線をしました。市の職員が業務で使っている端末は、今申し上げたとおりにセキュリティの問題がありますので、Wi-Fi ではなくて、有線でやっているわけなのですが、機械をここに持ってきて設定をすれば、ここで市役所の業務がほかの課の方でもできるようにするための施設の整備ということになります。

**会 長：** 他にありますでしょうか。よろしいですか。無いようでしたら、議題(1)「令和3年度決算について」は、終了といたします。

## 議題（２）「第三次東大和市子ども読書活動推進計画（素案）について」

会 長： 次に議題の（２）「第三次東大和市子ども読書活動推進計画（素案）について」事務局から説明をお願いします。

事務局： それでは、議題の（２）「第三次東大和市子ども読書活動推進計画（素案）について」ご説明いたします。まず資料３をご覧ください。第三次東大和市子ども読書活動推進計画について、素案がまとまりましたことから、今後実施する予定のパブリックコメントに関する概要でございます。市では、平成３０年３月に策定いたしました第二次の東大和市子ども読書活動推進計画の計画期間が、令和４年度で終了することから、庁内に関係部署の９名で構成する策定委員会を設置いたしまして、中央図書館を事務局とし、令和５年度から令和９年度までを計画期間とする第三次の推進計画の策定会議をいたしました。市が子ども読書活動推進計画を策定する目的でありますけれども、子どもの読書活動を推進するためには、図書館のみならず、家庭、地域、学校、保育所等の子育て関連施設などが一体となって取り組んでいく必要があることから、こちらの１にありますとおり、それぞれの読書活動の取組を体系化し、関係機関が相互に連携して東大和市のすべての子どもたちの読書活動を支援し推進することを目的としております。素案の概要につきましては、３にありますとおり、第１章から第３章まで、ご覧の構成としております。

次の４以降は、パブリックコメントを実施する際の規定であります。東大和市パブリックコメント実施要綱に基づきまして、意見を提出できる方、提出期間、資料の閲覧方法、提出先、提出方法及び提出様式について、規定しております。このような内容で、１１月１日から３０日までの間、広く市民の皆様には第三次東大和市子ども読書活動推進計画の素案について、ご意見を伺う予定であります。図書館協議会委員の皆様におかれましては、本日、素案の内容について、ご意見等をお伺いできればと考えております。では、資料４の素案の内容につきましては、担当の事業係長からご説明いたします。

事務局： 資料４をご覧ください。「第三次東大和市子ども読書活動推進計画（素案）」となっております。こちらは先ほど、館長からありましたが、令和５年度から令和９年度までの５か年の計画となっております。

目次をご覧ください。基本的には、第二次の子ども読書活動推進計画と同じ体系で作成しております。第１章につきましては、策定にあたっての基本的な考え方、第２章は読書活動の現状と課題、第３章は子ども読書活動推進のための具体的な取組という構成となっております。今回、第三次の計画を作るにあたりまして、１つ大きく変えたところが、第二次までは第４章として、取組項目と目標年度を、別立てで年度ごとに目標を定めておりましたが、第三次では、第３章で具体的な取組と、取組項目の目標年度を合体させたような形で作成しております。こちらにつきましては、のちほど説明させていただきます。

１ページの第１章、策定にあたっての基本的な考え方からご説明させていただきます。目的等につきましては、東大和市の全ての子どもたちの読書活動を支援し推進すること

を目的としています。計画の位置づけとしましては、市の総合計画を最上位計画とし、また国の子どもの読書活動の推進に関する法律や、東京都の子ども読書活動推進計画を基にしながら、策定をしております。

3ページから4ページに関してですが、こちらは子ども読書活動推進の意義であるとか、国の動向、都の動向、計画の対象、策定の方法について定めております。ここで9番として、SDGsと計画の関連ということで、策定段階で策定委員から、SDGsのことに触れないわけにはいかないのではないかとというご意見をいただきまして、ここにSDGsの項目を加えさせていただきました。

次に第2章、読書活動の現状と課題であります。第一次及び第二次東大和市子ども読書活動推進計画の実績ということで、第一次計画と第二次計画の期間の実績について、達成目標などを調査しまして、グラフ形式でまとめております。

9ページ、10ページは、各事業における平成31年度までの目標達成数、10ページは令和2年度以降の達成度評価ということで、令和2年以降につきましては、目標達成数という書き方ではなく、各事業所による達成度に評価方式を変えましたことから、(ア)と(イ)という形で表とグラフが分かれています。

11ページの保育所等の事業達成状況につきまして、別に回答をいただいておりますので、そちらも別に設けさせていただいております。

2の個人・関係団体へのアンケート調査ですが、今回の第三次計画を策定するにあたって、事前に保健センターで実施する3歳児健康診査を受診する幼児の保護者に対してのアンケート及び市役所関連施設や市内学校、市内団体を対象としました子ども読書調査を実施しました。その回答を基に、今回の計画を策定しております。

3の東大和市の子ども読書活動の現状と課題ということで、2のアンケート調査や、国や東京都が実施した調査につきまして、第二次計画期間中の、平成30年度以降の市の読書環境の現状を分析し、明らかになった課題を機関ごとにまとめております。(1)として家庭・地域については、3歳児健診の時のアンケートを基に分析したもので、詳しくはあとでご覧ください。

16ページの保育所・幼稚園・認定こども園等の子育て関連施設についてですが、こちらも各施設にアンケートを行った結果を基に書いております。ここに関してですが、第二次計画と1か所変わっているところがあります。第二次計画では、現状のところを書いてあるやまとあけぼの学園という児童発達支援事業所があります。そちらはその他の施設ということで郷土博物館と共に書いていたのですが、子育て関連施設にまとめたほうが良いのではないかとというご意見をいただきまして、第三次計画ではこちらの保育所・幼稚園・認定こども園等の中を含めさせていただいております。現状として、その内容もまとめておりますので、あとでご覧ください。

18ページの児童館、学童保育所、19ページの保健センター、子ども家庭支援センター、20ページの公民館、そして郷土博物館という形で、各施設の現状と課題についてまとめております。

次に、21ページの(2)学校ということで、まず、児童・生徒の不読率を、国の調査

や東京都の調査、また全国学校図書館協議会の学校読書調査などの調査をもとに、現状を分析いたしました。22ページの学校図書館協議会発行の、「学校図書館」に掲載されている不読者の推移を、グラフで載せております。こちらは令和3年までの調査ということになっております。22ページの(イ)東大和市の子どもの不読率についてですが、小学6年生と中学3年生を対象とした、令和3年度の「全国学力・学習状況調査」で、東大和市の子どもの不読率が調査されています。こちらは「学校の授業時間以外に、1日当たりどのくらいの時間、読書をしますか」の質問に対して、市内小学校の6年生は20.7%、中学3年生は43.5%になっておりまして、調査の対象の基準が異なるので、一概には言えないのですけれども、全国平均よりも、中学3年生の不読率が高くなっているということがわかりました。「第二次東大和市学校教育振興基本計画」では、令和5年度までの指標として、小学校の不読率を5%以下、中学校の不読率を10%以下とすることを目標としています。

23ページから、小中学校の現状と状況及び課題等に触れています。先ほど決算のところでも館長からもありましたが、この期間の変化の大きなところとしては、令和2年度から、児童・生徒に1人1台端末が配置されました。これを読書活動に活用できるのではないかとということもありますが、これを使って友達同士で本の紹介を行っているという事例があるという報告を受けております。

25ページは所蔵資料数について、各学校に調査をいたしました。令和3年度末時点で学校図書館図書標準を達成している学校は、小学校は10校中の8校、また中学校では5校中の2校ということで、全国平均と比較すると、市内中学校の学校図書館図書標準の達成率は下回っているということがわかりました。また26ページですが、市立図書館との連携ということで、表にあるように、各小中学校に団体貸出ということで、調べ学習や学級文庫の活用ということで、資料の貸出を行っております。

27ページの読書活動を支える人材ということで、各学校に配置されています司書教諭、図書館指導員についての現状を書いています。また、ボランティアということで、各学校にボランティア受け入れを実施している状況を現状としてまとめました。

28ページからは(イ)課題ということで、各項目につきまして、現状の課題をまとめております。

31ページ、高等学校ということで、市内には都立高校2校と通信制高校1校がありまして、市立図書館からは夏休み・冬休み前におすすめ本のリストを配布しております。また、授業の一環として、生徒が中央図書館を訪れたりするようなことも実施しました。課題として、高校生の不読率について分析して載せております。

32ページ、(3)市立図書館の利用状況、33ページは読書環境の整備ということで、各図書館で行っている各事業について載せております。

36ページからは市立図書館のサービスにおける課題について、各項目にまとめております。

38ページ、対象別サービスということで、図書館において乳幼児や小学生、中高生、また特別な配慮を必要とする子どもということで分けて、対象別のサービスを書いてお

ります。40ページからは市立図書館の活動に対する課題について、書いております。

42ページ、(4) 子どもの読書活動を支える人たちということで、現状では市内に3つの文庫がありまして、家庭や地域の施設で定期的読み聞かせや貸出などを行っていましたが、令和2年以降は新型コロナウイルスの拡大により、開室できないなどと、大きな影響が出ていることを載せています。また、市内には絵本の読み聞かせ、ストーリーテリング、わらべうた等の活動を行っているボランティアグループが7団体ありまして、その活動の現状や課題について載せております。また、43ページの学習グループということで、おはなしの勉強会や絵本の勉強会、読書会などの活動について載せております。

44ページ(5) 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策の状況ということで、令和2年度以降の新型コロナウイルス対策の現状について載せました。

次に、第3章子ども読書活動推進のための具体的な取組ということで、まず1の基本目標を、今回の第三次計画から加えました。まず、「1全ての子どもが本に親しむことができるよう、家庭や地域、学校及び図書館で、発達段階に応じた本との出会いの機会を作る。2子どもに関わる関係機関が連携し、子どもの読書環境を整備する。3子どもと本を繋ぐ活動を行う人材を育成し、活動の担い手を増やす。」という基本目標を定めた上で、これに基づいて、各子ども読書活動をするための具体的な取組を、項目ごとにまとめました。

2は、家庭・地域ということで、第2章でまとめた課題に対応する形で、それぞれの項目を策定しています。最初に申し上げましたが、今回第3章に、その取組項目と目標について、一緒にした形でまとめています。47ページ以降は、こういう形で、家庭、保育所・幼稚園・認定こども園等の子育て関連施設、49ページから児童館、50ページから学童保育所という形で、まとめています。

最終ページ、63ページですが、6として計画の進行管理を定めています。計画を推進し、子どもの読書環境の拡充を図るということで、毎年「東大和市子ども読書活動推進計画実施状況報告書」を作成し、また児童・生徒への読書に関する調査を実施することを予定しております。説明は以上になります。

**会長：** ありがとうございます。この素案について、ご意見等があれば、図書館協議会で、こんな意見が出たということの受け止めをしていただくことになろうかと思えます。もし、きちんと様式に則って提出をしたいということであれば、それは一向に構いません。何かございましたら、お願いいたします。

**委員：** ひとつお聞きしたいのですけれども、子ども読書調査という、12ページで説明されていますけれども、これは実際に子どもへの調査ですか。それとも、親とか施設に対する調査ですか。

**事務局：** こちらは、施設に対しての調査です。

**委員：** では、こども自身に対しての調査ということではないということですね。最近、子ども基本法みたいなものができて、子どもの意見を尊重して聞いていこうという流れがあるので、これは調査が終わっていますので、今後やる時には、子ども自身の意見みたい

なものも取り入れる必要があるのかなという感想を持ちました。

会 長： ありがとうございます。

事務局： 策定委員会の中でその話が出まして、今回、1人1台端末を配布したということで、それを使って、上手くできるのではないかという意見を、策定委員よりいただきまして、今後それを使って、アンケートフォームで答えてもらうということを、この先5年の計画の中では取り組みたいということで、最後の計画の進行管理のところ、児童・生徒への読書に関する調査の実施という項目を、最後に加えさせていただきました。

会 長： そのほかありましたら、どうぞ。

委 員： 子ども読書推進計画は、子どもがいるところで、どうやって子ども読書活動を活発化していこうということだろうと思います。この間、特にコロナで、いろいろな事業ができなかったり、行事ができなかったということで、図書館ですとか、学校ですとか、各機関は大変だったなと思います。その中でも、いろいろご苦労されているなというように、この計画からも見て取ることができます。特にこの計画の中では、公共図書館と学校図書館が大事だと思うのですが、学校図書館のところでは、先ほど図書標準のお話がありましたけれども、そこはここで措置はされているので、なんとか達成する方向で、とは思うのですが、もう1つ気になるのは、図書館指導員のところなのですが、学校司書という表現を使わないで、東大和では図書館指導員という表現を使っていますね。この指導員が、27ページと、あとの29ページでも出てくると思うのですが、29ページの下の方では勤務時間が短くてというような表現があるので、どのような業務を、勤務時間ですとか、されているのかを教えてください。例えば、毎日先生と同じ8時半に勤務されているのか、月曜日から金曜日までされているのか、夏休みはどうされているのかとか、そのへんのところ。

委 員： 中学校は小学校とまた違うと思うのですが、勤務としては、月曜から金曜まで毎日来ていただいています。時間は、我々と一緒ではなくて、総枠実数は確かあったと思うのです。それで、中学校の放課後は皆ほとんど部活でいないので、放課後は返却くらいで、メインは中学校では昼休みの開館です。ですから、9時から10時くらい出勤だったと思うのですが、学校によっても違うと思うのですが、3時くらいまでなので、その間のところにおいて、図書館の整備であるとか、それから例えば社会科とか総合で使いたい資料があれば、それを用意しておいてもらうとか、そんなことをしていただいたりしています。

会 長： 管理職の立場でお話いただきました。いろいろあると思いますけれども。

委 員： 時間が違うと思うのですが、夏休みは因みに基本開館していませんので、最初の貸出の時と返却の時だけで、基本はやっていないです。

委 員： 図書館指導員をやっております。市からの決まりで、週20時間、年間750時間という規定があります。その枠の中で働くようにと言われていまして、小学校だと図書の授業がまだありますので、クラス数が多いと、週20時間では全部のクラスは見られないということはあるので、そのへんは学校との話し合いでやっていっしょなようです。内容としましては、小学校だと図書の時間に読み聞かせをしたり、あとは調べ学習

はどのようにしたら良いよとかの説明とか、あとは本の分類のことについて話したりとか、図書館にまつわることを必ずお話ししていると思います。あと貸出とか返却とかの手続きとか。あとは、小中学校両方なのですけれども、先生から依頼された資料を集める。学校の中の資料で足りなければ、中央図書館にこういう資料をいつまでに何冊集めてほしいとお願いをしたり、本の管理をするということをしております。あとは、夏休みも、学校によっては何日か開けて、開館日を設けてやっているところもあります。

委員： その中で例えば、夏休みをやったり、やらなかったりというそれぞれの学校での、対応をされていらっしゃるということですね。

委員： 小学校ですと、授業に合わせて、4時間の中で、何時から何時というように。私は今中学校なので、お昼休みと放課後、開館したいと思っているので、私は12時半から4時半までの4時間開けるようにはしています。

委員： 子ども読書計画の中で、学校図書館というのは、とても大事な役割を担うと思いますので、より充実してやっていただければと思います。

委員： そうですね。もう少し時間が欲しいなどは思っています。

会長： そのほか、今のことについてでも結構ですが、何かありましたらどうぞ。

委員： 最初にお話しいただきましたように、13ページのところに、「子どもの読書に関するアンケート」（3歳児健診アンケート）で、家庭での読み聞かせをしているというのが、徐々に減っている。このままいくと、もっと多分減っていくことが予想されているわけですね。そうすると、家庭以外の場所での本との出会いというのがとても大切だということになるはずで、であるとすると、図書館を中心とする公共施設でのいろいろな繋がり、本との出会いと、学校での本との出会いがとても大切なのだらうと思われませんが、そうしてくると、ご説明の中で22ページにありましたように、東大和市の子どもの不読率、これが小学6年生が23.9%で、中学3年生が37.3%で、この指標の5%以下とか10%以下はどういう根拠なのかわかりませんが、少なくともこれと比較すると、相当本を読まない率が高いということになって、さらに中学生の場合は、小学生の段階でさらに読まなくなっているということになるわけですね。学校が忙しくなって読めないということはいくわかりますし、様々な活動を中学生はしなければいけないので、読書に費やす時間がどうしてもなかなか取れないということもよくわかるのですけれども、それにしても深刻な数字なのかなという気がして、それとの関わりでお尋ねしてみたいのですけれども、23ページの小中学校のところのご説明のところ、令和2年度から児童1人当たり1台の端末を貸与するという形で、これを教育の中に取り入れるというお話だったのですが、これで読書をするということは、そもそもできるのかということと、それは不読率のこの調査のほうに反映するものなのかどうかということをお尋ねしてみたいと思うのですが、これはいかがなものでしょうか。

会長： 13ページのアンケートで、令和3年度のところに、ずっと下がってきていますね。これが深刻な将来の像を表しているのではないかと、えらいことだという見方と、コロナが絡んでいるということもあり得るので、そのへんとの関連も含めて、どういようにこれを読んでいくのか。次に端末導入したらそれは読書調査に、どういように影響す

るか、反映しているか。

委員：　そうですね、“教科書や参考書、漫画や雑誌はのぞきます。”という、21ページの注4の解説がありまして、これは参考書というのは純粹に教科書や参考書という意味で、発展学習的に学校で学んだこととかから興味・関心を持って本を読もうとしたものは含まれないという理解でよろしいでしょうか。

会長：　まだそこは詳しく決めてないなら決めていないで結構なのですが、入っているのか、入っていないかということもあります。

事務局：　電子図書館を導入しているほかの市ですと、学校で貸与された端末を利用して図書館から電子図書を借りるという事例があると聞いております。当市は電子書籍を導入していないので、そういう活用方法はできません。

委員：　そうすると、端末で本を読むことはできない。そうするとやはり、この不読率はかなり深刻なのかなという感じがするのと、しかしそもそもこの調査自体の、教科書や参考書、漫画や雑誌はのぞきますという捉え方が、適切なのかどうかということも気になりますし、境界があいまいなのかなという感じがしますから、実はここに当てはまらないと子どもたちが思っていて、その文章を読んでいるかもしれない。あるいは、本に当たる内容のものを読んでいるのかもしれないという疑問が1つあるのと、その端末では、今の時代ですので、実際の本で読書することもすごく大切ですがそれだけではなくて、端末もできるだけ有効利用できるように工夫していくことが必要だと思いますし、それと合わせて考えると、家庭での本との出会いがなかなか充実できない時代になってきているので、ならば、図書館とか学校での本の出会いが大切だということになってくると、所蔵資料の充実というのは、やはりどうしても、より充実したものにしていかないと、そもそも読みたい本がなかなか学校図書館で見つからないとか、あるいは図書館に行っても出会えないということになってくる可能性がありますので、これはなかなか財政上の事情があって難しいとは思いますが、なるべくここは充実したものにしていただきたいと思いますと考えます。もう1点なのですが、高校生の不読率に関しては、データはないのですね。

事務局：　ありません。

会長：　紙ベースでなくて、読書する傾向というのは増えていますよね。そういうのは把握はできない。この調査ではね。

事務局：　全国で行っている調査では、そこは多分項目にはなっていないですね。

会長：　それをどう捉えるか。古い人には、やはり紙ではないと頭に入らないというのはよく言いますよね。だけど若者は、必ずしもそうではないのかな。そこらへんどうですか。どういように捉えたら良いですか。

委員：　そうですね、今、過渡期なのだろうと思いますね。読書の再定義という言葉があって、読書を、どこの範囲までなのだというところの再定義をしようという議論が出ていますけれども、結論的にはまだ出ていないということだろうと思いますね。紙ベースのところでははっきりしているわけですがけれども、ところが電子書籍といいましょうか、デジタル媒体のところは、すごく曖昧なのです。例えば電子書籍というものもあれば、イ

インターネット上では投稿サイトという無料のサイトがあって、それは例えば高校生が自分で小説をネットに上げるわけですね。それを読む読者は沢山いるわけです。それは読書なのかどうなのか、という話になってくるわけです。それは電子書籍ではないわけです。ですから、そのへんの読書の定義が、今非常に過渡期と言いましょか、文部科学省も、来年度から五期の基本計画が入ってくるのですけれども、今その準備をいろいろ検討していますけれども、そのへんが議論になっている感じですね。

**委員：** 子どもたちの1日の時間を見れば、例えば学校で、ほぼ休み時間は移動の時間で、昼休みはちょっと息抜きの時間で、終わると部活があり、部活動に入っていない子どももいるのですけれども、それが終わってから、もしくは部活に入らずに塾に行くと。多くの子はそうであったり、あとは塾から帰ってくると、ある程度の時間になり、そうするとお風呂と晩御飯とテレビだったり、漫画だったり、ゲームだったり、いろいろデジタルのものもあるのでしょうか。あと寝る時間ということになると、読書はどこに入ってくるのかなと思うのですが、この表の不読率で、小中学生が、月に1冊も読まない子が10人に1人とか、クラスに何人でしょうか、学級で言ったら、100人中10人だから、クラスに1人いるかないかくらい。これが、平成24年からのデータなのだけれども、では我々が、ゲームなんかが無い時代の昭和の50年とか60年代と比べて、果たしてこれが、そんなに上がっているものなのか。私はあまりそんなに変わっていないのではないかなと。皆外で遊んでいたし。ただ、学校で、中学校で、小学校だと後ろにある学級文庫で、面白いシリーズがあって、探偵ものとか、怪盗なんとかとか、読んだりしましたけれども、中学に入って教科書を読んで、この作家の、例えば芥川龍之介の一部だけ読んで、面白いなと思って、自分なんかは芥川龍之介のほかを読んだりとか、高校で入試のテスト問題の一文を読んで面白いなと思って、その人の作家のなんとか派の何かを読むとか。そんな感じで読書の幅が広がったと思うのだけれども、中高生の段階で、果たしてこれが、本当に読書していないねと、逆に言えば90%くらいの子は読んでいるわけですから、問題ないのではないのかと、読まない子は読まないし、勉強しない子は勉強しないのと同じで、だからデジタルは非常にお金がかかりますよね。個人でやっている人もいますけれども、それをこちらからアクティブに与えて、どれだけのパーセントが上がるのか、莫大なお金だと思うのですよね。それよりも、学校図書館であったり、うちの図書館司書も、非常によく、コマーシャルしてくれています。階段の踊り場であったり、そういうところに、今度こんな新刊入りましたよ、委員会の子どもを使って、非常にPR活動をしてくれて、たまに図書館を見に行くのですけれども、昼は結構盛況で、もちろん中には手塚治虫の漫画シリーズを読んでいる子もいますけれども、もう最新刊は予約が3人入っていますとか。そんな感じで、だから本好きで読んでいる子たちは読んでいるなというのが、私の印象です。またそういった活動のほうが、デジタル化も良いのですけれども、まずは学校なんかではそういったことを進めるほうが、効率的と言ったら変ですけれども、大事なかなと思います。

**委員：** 委員の補足をさせていただきますと、この22ページの上の表は、ここ10年間ですけれども、これ30年位前から見たことがあるのですけれども、そうすると、2000

年くらいから、急に不読率が下がってくるのですね。以前はもっと高かった。今のほうが、まだ読む子どもが増えているということは、この先を見ると出てくることですね。この現状の分析で気になるのは、やはり13ページの、家庭での本の読み聞かせが落ちているということだと思っていて、これは子どもにとって読書が大事だということのスタートは、やはり家庭での読み聞かせだと思うのですが、ここが下がってきているというのは、危惧すべきであって、逆に言えば、ここが地域の読書センターである図書館の大きな役割と言うのでしょうか、PRと言いましょか、やはり読み聞かせが大事だよ、小さいころから大事だよというのは、やはり図書館側が地域に対して発信をしていく必要がすごくあるのではないかと思います。

**会 長：** 今のお話も、2000年ごろから不読率が下がったというお話がございましたよね。30年前くらいから、子どもの読書の予算を付けなければいけないということで、特別に付けましたよね。学校に特別予算枠みたいなものを付けて、そこらへんから指導員の採用なんかも始まって、要するに30年くらい経つのですよ。そこから、長い目で見ると上がっていないということは、ちょっと考えづらいと思うのですが、なかなか30年の経過を追っている人は少ないと思いますけれども、今のお話で言うと、不読率みたいなものをこうやって見ると大問題みたいに思うけれども、必ずしもその施策は当たってなかったとは思っていないのです。かなり、学校なんかに行っても、いろいろなPRをしているし、こんな本があるよと勧める指導員の方もいらっしゃるし、コンクールみたいなものもやっているし、成果はかなり上がっていると思うのですね。ただそれを掴むのが難しいと思うのですが、そこらへんで、感覚で良いのですが、どうですか。20年、30年、遡ってみなくても良いのですが、そんなにこれは大危機かなとも思うのですが。

**委 員：** 今のお母さん方の姿を見ていると、やはりスマホだらけになっている。その時間を取られて、子どもに本を読み聞かせるという時間を取られていないかと思えます。でも、絵本が本当に子どもたちにとってとても良いことだということを、もっと簡単に、いろいろなお母さん方にアピールすることは大事だなと思えます。いかに子どもの成長に関わっていくか。お母さんが子どもを抱っこしながら、温もりを感じさせながら、本を読み聞かせていくという体験が、子どもたちにとって、情緒を育てるのではないかなとすごく思うのですね。そういうことが今、なくなっているのではないかと思えます。やはりお母さん方のそういった意識が薄くなっているというように本当に思うので。私自身、子育てから離れてしまって、絵本の読み聞かせというものから離れてしまって、その良さというものから離れてしまったのですが、ある時そういった絵本はどれだけ素晴らしいのかという、PRの1冊を見た時に、それはある企業からのPRだったので、それを再確認して、自分のお嫁さんにそういったものをお渡ししたのです。いかに素晴らしいのかということ。結構、お嫁さん3人いるのですが、そのうちの2人が、すごいわね、ということで、実際に私自身も孫に絵本は毎月贈るようにしていたら、それを活用してくださって、きちんと読んでくださるようになって本当に安心したのですが、やはりそういったPRはすごく大事かなと思うのです。

企業からのPRではなくて、やはり図書館とか公的なものからのPR。やはり、自分の子どもですから、大事ですから、どんなに自分の子どもを良くしようと、親御さんたちは1人1人思っているわけですから、やはりそういったことは、忘れていたものを再確認していただくというのは大事なかなと思いました。

委員： 私は保育園にいるものですから、3歳までのお子さん、朝早くから、長いおさんは朝7時から夜7時まで保育園にいて、お母さんと本を読む時間は、平日はなかなか取れない。それも月曜日から土曜日までいるお子さんが結構多いので、本当に読み聞かせができるのは日曜日くらいかなと、お母さんを擁護すると思って、そのぶん保育士が膝に乗せたり何人かで同じ絵本を見たりということで、絵本の読み聞かせとかをしています。それでこんな本が良いですよというのは、保護者の方にアピールして、家でも1冊買ってみましたとか、そういうように一生懸命になってくれるお母さんもいるので、なかなか本当に時間がないお母さんに読み聞かせを求めるのはちょっとかわいそうかなと。週に1回で、日曜日だけで良いからというようなことでも、今、園ではこんな本が流行っています、みたいなものをお伝えするというのも大事なかなと思って、続けています。

委員： 本校の若手の男性の教員に、去年育児休業を取った先生が1名います。その先生が言っていたことは、小さい赤ん坊のために育児休業を取ったのですけれども、その2歳くらい以上に、3歳くらいの子どももいる。その相手も、やはりお休みの間にしていたと。そこで、読み聞かせが自分の仕事になったのだと。そこで、今、お母さん、お母さんという話も出ていますけれども、やはりこれからは男性もそういう育児に関わってくる時代に来るので、お父さん方が本を持って、子どもに読み聞かせをするという時代も来るのではないかなと。やはり、行政がそうやって、育児休業のシステムをどんどん広げていますので、ぜひそんなところに絡んで、読み聞かせをPRすると良いのかなと、話を聞いていて思いました。

委員： 補足、今のお話で全国的に、「読みメン」という言い方で、「読みメン講座」というのをやっているところがあって、上手いかないみたいなのですけれども、読みメン講座、今の先生のお話がまさにそれですね。そういう講座を図書館でやっているところもあるという話は聞きますね。

委員： お父さんなんか、多分、何を読んで良いのかわからないのですよね。そういうことですよね。

会長： 企業とか国とかも、そういう男の人が育休を取れるようなシステムを整えつつあるから、図書館もそこを追いかけていかないと、読みメンお手上げになってしまいますね。どこかに書いてあるのかな。

事務局： 先ほど決算の資料でお渡しした、資料2の令和3年度行政報告書の528ページの(4)に講習会「親子で楽しむ読み聞かせ」を実施した報告が掲載されています。参加人数9人ということで、あまり多くないのですけれども、毎年図書館が読み聞かせの講習会をやっています、それまでは、PTAとかで学校で集団に、クラスの子どもたちに読み聞かせをする時には、こうしたらよろしいのではないのでしょうか、といったテーマで講習会をやっていたのですけれども、コロナもありまして、保護者による読み聞かせがス

トップしてしまったこともあって、また、子ども読書の考えもありまして、この令和3年度は、家庭に戻ってということで、「親子で楽しむ読み聞かせ」ということをテーマに、図書館職員が講習をしました。お子さんを連れてきて良いですよと、お子さんそのへんで転がったり、ハイハイしたり、喋ってしまっても良いですよといった雰囲気の中での講習会をやって、お父様もいらっしゃいましたね、家族連れでいらっしゃった方もありましたので、そういうのを今後もやっていけたらなと考えております。

**会 長：** 家庭での読み聞かせの大切さは、決して衰えていない。その中で、保護者と言ったり、親御さんとか言ったりすると、男親は自分のことではないと思う節がある。そこを強調して「読みメン」という言葉で、お父さん、あなたも入っているのですよということを、強調した施策が必要。せつかく、これだけの深い議論をしたのですから、そこらへんのところはぜひ、入れておいていただけたらいかがでしょうか。やはり男は皆働けば良いという時代ではないんだよ、家庭教育も大事だよということを、ぜひキーワードとして、「読みメン」。

**委 員：** どういうふうに配布するかちょっと難しいのかもしれませんが、それをPRする冊子まではいかなくてもチラシでいいですから、そういったことを強調してもらうような、目に触れるようなそういったものが配布できればいいかなと思います。

**会 長：** お父さんに焦点をしばったものを。

**委 員：** 保育園で先生に配っていただけるといいですよ、逆にね。

**事務局：** 図書館では東大和文庫連絡会と協働で、赤ちゃんから読み聞かせというのと、年齢別に本のリストを作っています。それから保健センターでブックスタートという3か月健診の時に本を配る市の事業を行っていますが、この時に図書館職員が行って、実際に本を読んであげて、そういう絵本の楽しみみたいなパンフレットと、実際に本を差し上げるといった事業を行っています。そこで初めて読み聞かせをしたという方もいますし、3か月健診ですので、3か月だとまだまだなのですけど、そこでちょっと触れてもらって、単純な「いないいないばあ」みたいな絵本を読んであげると、やっぱり反応する子はすごく反応してくれたりして、お母さん、お父さんに直接、やっぱり3か月健診くらいだとご両親でいらっしゃる家庭も結構いらっしゃるので、一緒にお父さんが読んであげてくださいみたいな感じでやったりすることもあります。その時にそういう絵本のリストなんかも一緒に配ったりということはしているのですが、やっぱりまだまだ足りないなとは思ったので、こちらのほうで赤ちゃん絵本のコーナーにそれを置いたりはしているのですが、そこに来た人しか見ないので、もう少し積極的に考えないとないと思います。

**委 員：** 思い出しました。確かそのパンフレット私が見たのです。その時に、これと思ったのですね。それをお嫁さんにちょっと見せてということでした、思い出しました。

**会 長：** その他ございますか。

**委 員：** 今の話とはずれてしまうのですが、ちょっと教えていただきたいのですが、14ページの下半分、市立図書館等の利用というところで、本文の最後のほうに、6歳以下の市民の利用登録が少ないというような記述がありますけれども、この年齢のお子さん

はお家の方と一緒に来館することが多いと思うのですけれども、本を借りる場合に親御さんが代わりに借りていくということが多いのですか。子どもがカードを持っているということはあまりないのでしょうか。

**事務局：** 実際にきちんと統計を取っているわけではないのですけれども、やっぱり多くは6歳以下ですとお子さん1人で来ることはもちろんないので、お母さんなり、お父さんなり、おじいちゃん、おばあちゃんなりが代わりに借りてあげるという形で、本当にさまざま、保護者の方が自分もたくさん本を借りたいという場合は子どものカードを作って、その子どもは子どもで借りると。でも一緒にいいですよみたいに、0歳から作れますよとご案内するのですけど、私ので借りますからいいですみたいに言って、お子さんの本ばかりご自分のカードで借りていったりという方もいらっしゃいます。

**委員：** いくつから作れるのですか。

**事務局：** 0歳から登録できます。抱っこされた赤ちゃんでも本人が来館していれば、その場で作れます。

**委員：** 0歳は無理でも、4歳、5歳、6歳になれば、例えば子どもがカードを作るお声掛けをして、小さいその登録者が、自分のカードで、自分の好きな本をカウンターに持って行くというそういう仕組みを、小さいころからそれが当たり前のように身についたらいいと思うのですね。子どもはカードが大好きなので。自分のカードで、自分の好きな本が借りられるということ、小さいころからそれが当たり前と思えるようになったら、さっきの不読率ではありませんけれども、本が非常に身近な、あって当たり前のものになってくれないかなという期待がありまして、そのためには保護者の方に声かけないのだめですよ。

**事務局：** 利用者カードの申請書を書いてもらわないといけないので、まだ自分で住所や連絡先が書けない子が保護者と一緒ではなく子どもだけで来館した場合には、その場での利用カードの発行は難しいです。その場合申請書の用紙を渡して、後日記入してもらったものを持ってきてもらうように声掛けする場合もあります。

**委員：** そうですね、そういうふうにできたらいいなと思って、小さい子がたくさん本持って並ぶ姿がちょっと見たいなと思ったので、訊かせていただきました。

**会長：** 制度的にはできるのですよね、今でもね。スーパーなんかでも子どもはお菓子もって並ぶからね。同じことですよね。いろいろ出ましたけれども、特にほかに無ければ質疑を終了したいと思いますけれども、よろしいでしょうか。それでは、今いろいろ意見いただいたものを、また活かすところは活かしていただくようお願いをしておきます。

予定されていましたが、全て終了となります。皆さんから何か連絡とかご意見とか、質問とかありましたら、その他でどうぞお願いします。

無いようですので、配布物についての説明をお願いしますか。

**事務局：** まず令和4年度第1回図書館協議会の概要録、図書館だよりの最新号を配布させていただきました。あと令和3年度子ども読書に関わる団体活動報告書については、事務局から説明をさせていただきます。

**事務局：** 東大和市内に子どもと読書に関わる活動をされている団体がたくさんございます。も

ともとは東大和文庫連絡会で、その活動をまとめてくださったのですが、文庫連が調べきれないということで、図書館のほうで代わってまとめさせていただいています。市立図書館の活動や各地域文庫の活動。あと各学校や児童館などで読み聞かせをしているPTAやボランティアの団体の方など、市内に子どもと本に関わる活動している方たちの一年間の活動の状況がわかる資料となっています。原稿につきましては、各団体にお出しいただいた資料をそのまま印刷してまとめておりますので、ページによって様式が異なりますが、こういう形で活動していることがわかる資料でございます。

**事務局：** 続きまして、東大和市立図書館地区館だよりと子ども地区館だよりは、令和4年度より桜が丘図書館と清原図書館が指定管理者になりまして、そちらで地区館だよりが毎月、子ども地区館だよりは隔月で発行しているものです。前回の協議会で、こちらのほうも委員の方から見たいというご要望がございましたので、今回すでに発行済のものはすべて集めまして配布させていただきました。

**会 長：** ありがとうございます。

**委 員：** せっかくだから1つ。これは中央図書館で作られてらっしゃるのですか。こちらは白黒で、指定管理はカラーという理解でよろしいですか。

**会 長：** はい、そういうことのようにです。次回の予定についてお願いします。

**事務局：** 次回の図書館協議会の予定ですが、来年2月中旬ごろを考えております。また詳しい日程については調整させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**会 長：** それでは、本日予定していました議題全て終了いたしましたので、これをもちまして令和4年度第2回東大和市立図書館協議会を閉会といたします。ありがとうございます。